

母子寡婦福祉貸付金予算執行調査結果

<b>総 括 調 査 票</b>					
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計
施策名	母子寡婦福祉貸付金	予算措置	17年度 5,110百万円	16年度 4,970百万円	15年度 6,030百万円
契約価格等					
施策の概要	母子寡婦福祉貸付金制度は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のいない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を図るため、都道府県・指定都市・中核市が修学資金等の資金の貸付を行うものである。 本制度は各地方自治体が特別会計を設置して実施しており、国は各地方自治体が特別会計に繰り入れた金額の2倍に相当する額を貸し付けることになっている。				

① 調査の視点

貸付金の償還率については、これが低下すればその分、資金が足りなくなり、自治体の支出に加え国からの新たな貸付額も増加することとなるが、近年、償還率が低下傾向にあることから以下について調査する。

- 償還率の動向について地域格差がないか。
- 償還の確保・促進に向けた取組が適正に行われているか。

② 調査結果及びその分析

○ 償還率の動向

近年、償還率は徐々に低下している。  
15年度においても、今回調査した35県・市では全体としてみれば低下傾向にある。

	〈全国平均〉 (単位:%)					〈今回調査分〉 (単位:%)	
	10'	11'	12'	13'	14'	14'	15'
現年度分	82.5	82.4	81.4	81.0	79.5	75.1	75.7
過年度分	10.2	9.6	9.0	8.9	8.5	7.5	7.3
計	50.1	48.7	46.7	45.4	43.4	36.9	35.5

(注)〈今回調査分〉は今回調査した35県・市の平均。

○ 償還率の地域間格差

各自治体においては同様の要件で貸付を行っているにも関わらず、償還率の水準や償還率の変動幅には地域間格差がある。

・ 償還率の水準の地域間格差      ・ 償還率の変動幅(10'~15')の地域間格差

	都道府県 (単位:%)						指定都市・中核市 (単位:%ポイント)					
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最大	最小	最大	最小		
現年度分	94.8	63.5	76.6	94.8	64.0	73.1	75.7	現年度分	+5.2	△10.7	+4.8	△15.1
現年度分・過年度分	77.4	28.3	38.4	75.7	20.4	28.9	35.5	現年度分・過年度分	+7.0	△16.5	+8.2	△27.6

○ 償還の確保・促進に向けた取組

- 各自治体の取組状況を見ると、
- ・ 償還開始予告を行っていない(4/35県・市)
- ・ 訪問調査を行っていない(未実施:2/35県・市、必要に応じて実施:21/35県・市、定期的に実施:12/35県・市)
- ・ 保証人への働きかけを行っていない(6/35県・市)
- ケースが見られるなど、ばらつきが見られる

- ◆ 各自治体の取組事例
- ・ 口座振替の推進
- ・ 分納の活用
- ・ 償還促進月間等の設定
- ・ 市福祉事務所との連携
- ・ 休日・夜間の訪問
- ・ 保育所保育料など他の滞納と併せて訪問徴収 等

※上記の数値は全て母子福祉資金のもの。

③ 今後の改善点・検討の方向性

○ 償還率の動向や償還の確保・促進に向けた取組の内容については、全国でばらつきがあることから、償還を行っている者との公平性を確保する観点からも、各自治体に対し、取組事例等を周知し、償還率向上に向け更なる取組を促すべきである。

○ 特に、償還率の水準が全国平均と比べても相当低い自治体や償還率の下落幅が全国平均と比べても相当大きい自治体に対しては、償還率向上に向け、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や目標設定等の自主的な取組を求めるべきである。

○ 償還率の動向等を引き続き注視し、必要に応じ、償還率向上に向けた適正な取組を確保し各自治体間の公平を図るための枠組みを検討すべきである。

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 償還率の動向や償還の確保・促進に向けた取組の内容については、全国でばらつきがあることから、償還を行っている者との公平性を確保する観点からも、各自治体に対し、取組事例等を周知し、償還率向上に向け更なる取組を促すべきである。
- 特に、償還率の水準が全国平均と比べても相当低い自治体や償還率の下落幅が全国平均と比べても相当大きい自治体に対しては、償還率向上に向け、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や目標設定等の自主的な取組を求めるべきである。
- 償還率の動向等を引き続き注視し、必要に応じ、償還率向上に向けた適正な取組を確保し各自治体間の公平を図るための枠組みを検討するべきである。



## 反 映 の 内 容 等

下記の取組を17年度から随時実施することとしており、各自治体の償還率の改善が図られることによる影響額を反映。

- 全国課長会議の場において、各自治体に対して取組事例等の周知、償還率の公表を行う。また各自治体に償還率向上に向けた計画の策定や、目標設定等の自主的な取組を求める。
- 上記を実施してもなお償還率の低い自治体には実地調査を実施し、未償還となっている債権について、個々の原因の究明と分析を行う。また、その結果をもって次年度以降の国の貸付決定額の参考とする。

○平成17年度予算執行調査 母子寡婦福祉貸付金

上位 調査対象	1 償還開始予告		2 督促・催告							3 体制			4 独自の取り組み等		15年度貸付状況		
	(1) 電話/訪問調査 A:定期的 B:必要に応じて C:行 実施内容、回数、時期等	(2) 督促状納 入期限	(3) 督促状の 送付	催告状の 送付	連帯借受 人への働 きかけ	保証人へ の働きか け	(4) 宛所不明で 戻ってくる場 合等の対応	(5) 督促しても なお償還 に応じない 場合の対 応	母子自 立支援 員	償還協 力員	その他	15年度貸付状況					
												調停額(単位:円)	償還率(%)	貸付人員(人)			
【都道府県】												(過年度)	(過年度)	(償還期間中)			
A県	○ 30日前	B/B 母子自立支援員が督促時期に訪問 調査。各種手当、年金等の受給時 期及び給与収入が見込まれる時期 に合わせて訪問することもある。必 要に応じて保証人に対して納入指 導等を行う。	○ 10日以内	有 納期限後 20日以内 主に1回	有 随時 随時	有 随時 随時	その都度	ケースパイ ケース	15	12-	兼務あり	3	償還対策会議を必要により開催。貸付時 において独自の説明書を使用し、借受人(連 帯保証人)に説明、承知した旨の署名を記 載してもらふ。保証人についても可能な限り 面接を行い保証人の意思確認と責任につい て説明。納入が遅れがちな借受人に対して は月賦を勧奨。督促の文面に新規貸付への 支障や違約金等の記載。	124,738,610 22,777,208 101,961,402	76.6% 17.0% 90.0%	1,947 1,610 29 120	
B県	○ 30日前	B/B 母子自立支援員、担当、償還協力 員が、個々の状況を考慮しつつ、電 話督促、改善が見られない場合は 訪問。	○ 20日以内	有 納期限後 20日以内	無	有 随時	その都度	その他(連 帯借主及 び保証人 への協力 依頼)	22	6	14	2	償還開始予告時に償還が遅れた場合の注 意事項を借主・保証人に送付。 市町村合併により福祉事務所8→ 6。6福祉事務所へ母子自立支援 員、その他2は償還指導員を配 置。	150,984,289 24,778,424 126,205,865	77.7% 20.8% 88.8%	2,055 1,380 52 346	
C県	×	B/B 滞納者の状況や時期に応じて個別 に対応。	○ 11日以内	有 毎月 1回	有 年度末 1回	有 その都度	有 その都度	その都度	借受人に 保証人へ 連絡する 旨の連絡 、保証 人への協 力要請等 粘り強い 働きかけ	16	16-	-	借受人と根気強く関わりながら子育てや生 活・就労の相談等、総合的な支援も加える 中で、償還指導を行っている。	133,578,354 49,697,178 83,881,176	60.8% 6.0% 93.2%	1,276 1,007 3 338	
D県	○ 90日前	B/B 月に1度は滞納者宅に訪問するよう にしている。電話催告もできるだけ 多くやるようにしている。	○ 14日以内	有 納期限の 翌月 毎月1回	有 納期限後 30日後 毎月1回	無	無	その都度	保証人	22	12	10-	滞納整理特別月間(5,12月)に本庁職員と県 現地機関職員、市職員とともに滞納者宅に 訪問、極力現金領収に心掛ける。本庁職 員・県現地機関職員に対して市との連携を 蜜にとるように指導。市福祉事務所において 「母子寡婦福祉資金の滞納状況調」を作成 してもらい県福祉事務所に報告を受けてい る。	386,573,009 94,348,859 292,224,150	70.9% 10.8% 90.3%	3,477 2,900 307 910	
E県	○ 69日前	B/B 毎月福祉事務所に「納入一覧表」 「未納一覧表」を送付し、母子自立 支援員が電話、手紙、訪問のいづ れかの方法で償還指導。	-	無	有 12月中旬 1回	有 随時	有 随時	その都度	債務確認 書等 保証人	22	11-	11	母子自立支援員と連携し母子家 庭の母等の就業斡旋等を行う就 業相談員を県事務所へ配置し、通 常業務の他に償還指導も併せて 行っている。 納入促進月間(7,12月)を定め償還指導を強 化。未納原因調査(6月)を実施。未納者の 実態調査(12月~2月)を実施。毎月、収入 未済額一覧表を作成し、福祉事務所に送 付。 未収金徴収強化月間を年1回設け、母子自 立支援員と県庁担当職員が協力して臨戸訪 問等を実施。	318,333,313 69,679,026 248,654,287	75.2% 18.2% 91.1%	4,262 3,422 8 510	

上位 調査対象	1 償還開始予告	2 督促・催告							3 体制			4 独自の取り組み等	15年度貸付状況			
		(1) 電話/訪問調査 A:定期的 B:必要に応じて C:行 実施内容、回数、時期等	(2) 督促状納 入期限	(3) 督促状の 送付	催告状の 送付	連帯借受 人への働 きかけ	保証人へ の働きか け	(4) 宛所不明で 戻ってくる場 合等の対応	(5) 督促しても なお償還に 応じない場 合の対応	母子自 立支援 員	償還協 力員		その他	額(単位:円)	償還率(%)	貸付人員(人)
														(過年度)	(過年度)	(償還期間中)
F県	○ 90日前	B/A 各福祉事務所の母子自立支援員が 随時電話督促。訪問調査・指導は 県の償還促進専門の母子自立支援 員と各福祉事務所の母子自立支援 員が月1~2回行う。	○ 30日以内	有 5,12,3月 年3回	無	有 有 必要に 応じて	有 5,12,3月 年3回	その都度	債務確認 書等	6	3- (他、3か所の地 域振興局(福祉 事務所)に各1 名)	3	償還促進専門の母子自立支援員を配置。市 福祉事務所の母子自立支援員と連携。H13 から1回の賦金をさらに分割して納付する分 納制度を導入し、小額でも定期的・計画的に 納付するよう指導。	161,187,541 36,209,593 124,977,948	75.9% 17.4% 92.9%	1,512 1,193 7 12
G県	○ 30日前	A/A 分納中のケースについては、定期 的に訪問したり、自主的に金融機関 で納めるよう電話指導。分納が滞っ ているケースについては随時電話・ 訪問を繰り返している。	○ 10日以内	有 納期限後 20日以内 月1回	有 6,12,2月 年3回	有 なるべく 早期に	有 なるべく 早期に	その都度	債務確認 書等	9	8- その他1名は母子福祉指導員(滞 納者に対する償還指導)	1	滞納者の現状把握。新規滞納への早期対 応、貸付時の償還に対する指導強化。	154,422,233 47,881,844 106,540,389	68.1% 9.3% 94.6%	1,386 1,114 4 204
H県	○ 2ヶ月前	A/A 償還指導員4名を配置し、電話・訪 問指導を実施。	○ 10日以内	有 納期限日 の翌月 年12回	有 9,11月 年2回	有 9,11月 年2回	有 1月(3月) 年1~2回	その都度	債務確認 書等	7	3- その他は償還指導員(うち1人は 母子自立指導員と兼務)	4	償還指導員の配置。修学資金の標準償還 期間の設定(高校の標準償還期間7.5年(や むを得ない場合10年)、大学の標準償還期 間10年(やむを得ない場合15年)。修学資金 等の面接時における連帯借主の同席等の 対策。	381,367,468 178,593,135 202,774,333	55.7% 15.8% 90.8%	3,559 2,968 4 901
I県	○ 30日前	B/B 電話:延べ2876回 訪問:延べ1728回	○ 10日以内	有 納期限の 翌月中旬 延6118回	有 電話等督 促後 延2856回	有 借主への 電話等督 促と同時	有 訪問等督 促後、協 力依頼	その都度	債務確認 書等	18	7 その他は本庁及び7地域事務所 の担当職員	2	H11から口座振替や月賦償還を推進、一定 の効果はあったが近年償還率は低下。修学 資金・就業資金等の卒業前に償還に関する 面接指導を実施(事前説明)。滞納改善推進 会議の開催。	447,954,065 162,958,507 284,995,558	62.2% 14.6% 89.4%	5,734 4,700 23 1,264
J県	×	B/B 郡部については、随時母子自立支 援員が電話及び訪問調査を実施。	○ 10日以内	有 納期限の 約1月後 年1回	無	無	無	その他(担 当が把握し ていない場 合は住民登 録主管部署 へ照会)	その他(郡 部は母子 自立指導 員が連帯 借主及び 連帯保証 人へ償還 指導)	5	5- -	-		272,501,554 105,374,840 167,126,714	57.5% 4.3% 91.1%	3,519 2,691 14 204
K県	○ 17日以 内	B/B 電話は母子自立指導員2名で月約 70件。訪問は児童福祉課、県福祉 保健所担当、母子自立支援員がH 16延べ19日、償還協力員(11名)が H16延べ362日実施。	○ 14日以内	有 毎月20日 頃 年12回	有 2月 1回	有 2月及び 随時 計4回	有 同左 同左	その都度	その他(配 達証明郵便 による 催告状の 送付、保 証人等へ の訪問)	14	2 その他は県福祉保健所の担当	7	5 償還協力員、県福祉保健所、市福祉事務 所、母子自立支援員、児童福祉課担当によ る各滞納者個別ケース検討会の実施及 び合同の訪問指導。初めて滞納となった者 に対する各県福祉保健所・市福祉事務所へ の初回滞納指導依頼。	121,209,068 51,810,627 69,398,441	58.9% 12.4% 93.5%	1,613 1,348 0 315

上位 調査対象	1 償還開始予告	2 督促・催告								3 体制			4 独自の取り組み等	15年度貸付状況		
	(1) 電話/訪問調査 A:定期的 B:必要に応じて C:行 実施内容、回数、時期等	(2) 督促状納 入期限	(3) 督促状の 送付					(4) 宛所不明で 戻ってくる場 合等の対応	(5) 督促しても なお償還 に応じない 場合の対応	母子自 立支援 員	償還協 力員	その他	調停額(単位:円) (過年度) (現年度)	償還率(%) (過年度) (現年度)	貸付人員(人)	
			有 翌月 毎月	有 7、12月、 随時 年2回	有 7、12月、 随時 年2回	有 7、12月、 随時 年2回	有 7、12月、 随時 年2回								(償還期間中) (支払遅延中) (滞納者)	
指定都市 A市	○ 4ヶ月前	B/B 各区等(市内11箇所)の償還事務 担当者が随時電話指導。各区等の 償還事務担当者の指示により徴収 嘱託員(他の償還徴収も兼務)が訪 問指導。	○ 10日以内	有 翌月 毎月	有 7、12月、 随時 年2回	有 7、12月、 随時 年2回	有 7、12月、 随時 年2回	その他(公 用照会によ るほか訪問 により調査)	債務確認 書等 保証人 その他(電 話訪問等)	23-	14	9	文書より電話、電話より面談による償還指導 が効果大きいことから、H16より保育所保 育料などの滞納も併せて訪問徴収できる体制 を整備。休日や夜間に訪問できる体制 整備。これにより文書等の催告には何年も 応じなかった滞納者から償還が開始。	462,567,750 289,046,615 173,521,135	33.1% 5.3% 79.4%	3,601 2,956 0 1,681
B市	○ 20日前	B/B 家庭相談員による電話での督促、 償還指導、償還指導員による訪問、 電話での償還指導、集金。	○ 30日以内	有 納期限約 3週間後 1回	無	無	無	自動的	特に何もし ていない	24	20	4-		2,126,109,174 1,425,440,682 700,668,492	23.8% 2.9% 66.2%	16,306 12,943 11 11,495
中核市 C市	○ 30日前	B/B 1ヶ月遅れた場合文書送付、反応が なかった時は電話、更に無反応の 場合は訪問。母子自立支援員が各 自担当地区を持ち、催告時期と同 時に電話により納付奨励。	×	有 納期限20 日後	有 5.8,12.2.3 月	有 左記月+ 随時	有 同左	その都度	その他(電 話・訪問に て再督 促、分割 払いによ る負担軽 減)	4	2	2-		41,593,793 10,564,908 31,028,885	72.6% 25.3% 88.7%	697 445 28 117
D市	○ 14日以 内	B/A 年2回の催告状発送時に同時出力 される「長期滞納者リスト」に基づき 対象者を抽出。催告状発送後一定 期間経過後償還指導員が連絡。	○ 14日以内	有 初回納期 限14日後 1回	有 6.12月 2回	無	無	その都度 定期的	その他(必 要に応じ て連絡、 現状を踏 まえたうえ での償還 計画の見 直し)	5	4	1-	専任の償還指導員を非常勤嘱託 として配置	236,212,059 141,459,341 94,752,718	35.3% 2.3% 84.5%	2,365 1,717 36 781
E市	○ 約100日 前	B/A 電話催告は随時。年2回の滞納整 理月間(7,12月)に課員と母子自立 指導員の2人体制で訪問催告。今 年度は年3~4回の強化月間を設定 し、課員全員で訪問催告を強化す る予定。	○ 約10日以 内	有 毎月 12回	有 6.11月 2回	有 随時	有 随時	自動的	債務確認 書等 保証人	3	3-	-		74,386,766 38,329,672 36,057,094	47.9% 6.3% 92.2%	664 544 38 26
F市	○ 概ね20 日前	B/A 年2回(6,12月)に滞納整理を実施。 母子自立支援員と担当者の2人で 訪問。	○ 概ね20日 以内	有 納期翌月 の中旬頃 1回	有 6.12月 年2回	有 不定期	有 不定期	その都度 定期的 自動的 その他(補 償人等に連 絡)	その他(補 償人へ協 力要請)	4	2-	-	2 年度当初に当該年度に償還する者すべてに 年間償還予定を通知。日頃から滞納者との 連絡をこまめに取り、償還者の現在の生活 状況などを把握し収入の時期に合わせ訪問 など。	66,996,024 31,047,010 35,949,014	46.1% 4.1% 82.3%	513 386 18 107

上位 調査対象	1 償還開始 予告	2 督促・催告								3 体制			4 独自の取り組み等	15年度貸付状況		
		(1) 電話/訪問調査 A:定期的 B:必要に応じて C:行 実施内容、回数、時期等	(2) 督促状納 入期限	(3) 督促・催告		(4) 宛所不明で 戻ってくる場 合等の対応	(5) 督促しても なお償還 に応じない 場合の対 応	母子自 立支援 員	償還協 力員	その他	調停額(単位:円) (過年度) (現年度)	償還率(%) (過年度) (現年度)		貸付人員(人) (償還期間中) (支払済中) (滞納者)		
				督促状の 送付	催告状の 送付										連帯借受 人への働 きかけ	保証人へ の働きか け
G市	○ 120日前	B/A 訪問については毎月夜間に2回、係 員4名にて償還指導。母子自立支 援員は昼間に随時償還指導。電話 については昼間、夜間に随時。	×	有 毎月 12回	有 12月 1回	有 12月 1回	有 毎月 12回	自動的	その他(夜 間訪問、 電話にて 分割納付 を指導)	6	2-	4	強化月間(12.1月)。申請時に月賦償還を指 導(1回の償還額が大きい半年賦、年賦は滞 納につながりやすい)。償還開始予告時書 類に口座振替依頼通知を同封。申請時に連 帯借受人にしっかりとした償還意思があるか どうか確認(将来的に連帯借受人が償還し ていくケースが多い)。	92,274,389 33,679,703 58,594,686	55.0% 6.6% 82.8%	872 597 0 179
H市	○ 6ヶ月前	B/B 電話は随時。訪問による督促・催告 はH16.7月に20件程度。	×	有 毎月 12回	有 6.12月 2回	有 随時	有 随時	その都度	その他(連 帯借受人 等に協力・ 償還依頼)	36	2	34-	母子福祉協力員からこまめな連絡。生活保 護受給者で、口座からの引き落としができて いない者について生活保護費支給日前に生活 保護事業担当部署と連絡調整し、当日当課 へきてもらうよう依頼。	112,457,201 43,172,176 69,285,025	56.6% 6.1% 88.1%	1,193 774 11 151
I市	○ 60日前	B/A・B 個々の未納状況を確認しつつ、電 話訪問。定期的(月1回)に訪問の ケースもあり。	×	-	-	有 随時	有 随時	その都度	債務確認 書等	2	2-	-	きめ細かな生活指導等により将来の資金計 画設計を指導、本人も将来資金繰りに困ら ないよう納得するまで話し合う。修学資金等 は進学する児童とも話しをし、将来の生活設 計ができるよう貸付を行う。	25,085,759 5,510,304 19,575,455	76.2% 8.9% 95.2%	225 155 0 23
J市	○ 1ヶ月前	B/C 毎月償還状況データが出た時点で 滞納者に電話、文書で指導。過年 度等償還金を多く滞納している者に 対しては随時電話、文書指導。	×	無	有 不定期	有 不定期	有 不定期	その都度	特に何もし ていない	2	2-	-		18,939,225 3,790,502 15,148,723	69.7% 15.3% 83.3%	217 146 0 52

債務確認書等:債務確認書、償還計画書の提出要求  
 借受人:借受人に対して内容証明郵便による未済額全額の一時償還請求  
 保証人:保証人に対して、未済額全額の一時償還請求  
 特に何もしていない:  
 その他:

その都度:その都度住民登録主管部署へ行くなどして調査する  
 定期的:定期的に住所調査をしている  
 自動的:自動的にシステムに異動状況が反映される  
 その他:

## 母子寡婦福祉貸付金償還率の推移

## 母子福祉資金

## 【全国平均】

区 分	平成12年度			平成16年度		
	計	過年度	現年度	計	過年度	現年度
合 計	46.7	9.0	81.4	40.0	7.7	79.0

## 【都道府県】

区 分	平成12年度			平成16年度		
	計	過年度	現年度	計	過年度	現年度
1 北海道	36.6	7.3	76.1	31.9	4.7	75.1
2 青 森	72.1	11.2	91.1	62.9	14.6	89.0
3 岩 手	80.1	25.2	90.9	68.9	19.1	87.9
4 宮 城	85.3	25.5	94.3	73.4	19.4	88.6
5 秋 田	88.6	21.3	94.9	75.3	24.9	87.9
6 山 形	56.3	17.1	84.3	51.7	14.2	83.7
7 福 島	65.3	20.8	84.4	55.9	18.1	81.2
8 茨 城	67.6	14.1	89.3	61.0	10.9	89.4
9 栃 木	49.9	8.7	82.5	42.8	8.8	81.3
10 群 馬	55.2	9.4	87.2	49.7	7.5	86.5
11 埼 玉	65.3	14.1	86.8	58.4	11.8	84.9
12 千 葉	62.0	13.4	88.4	54.8	10.9	86.1
13 東 京	28.2	6.1	63.8	27.8	9.3	63.2
14 神奈川	39.4	5.4	80.5	31.9	5.3	77.9
15 新 潟	60.7	14.1	91.2	58.8	9.8	92.9
16 富 山	55.8	14.7	84.9	50.5	11.2	87.1
17 石 川	62.6	6.8	92.6	60.0	5.2	92.0
18 福 井	55.4	4.9	89.6	55.2	9.5	88.8
19 山 梨	71.2	22.6	86.3	54.1	14.0	81.2
20 長 野	79.9	28.3	92.6	64.6	8.3	89.6
21 岐 阜	76.5	13.5	92.3	86.1	13.0	100.0
22 静 岡	57.4	9.6	82.9	52.3	6.3	87.4
23 愛 知	80.3	25.3	92.4	73.2	18.1	91.3
24 三 重	42.1	7.2	82.8	36.2	5.4	81.0
25 滋 賀	73.2	23.7	92.3	76.0	17.0	95.0
26 京 都	55.5	6.3	88.3	35.5	2.8	62.1
27 大 阪	42.0	5.1	83.7	36.4	4.2	79.9
28 兵 庫	63.8	11.7	90.4	54.9	8.7	89.1
29 奈 良	54.5	11.6	84.4	47.1	10.8	81.9
30 和歌山	72.2	11.9	96.6	71.1	11.6	95.4
31 鳥 取	51.8	17.5	85.2	51.8	13.8	86.7
32 島 根	49.6	11.9	86.9	54.7	12.2	89.9
33 岡 山	63.4	11.3	90.5	59.0	7.8	91.7
34 広 島	66.8	25.2	89.3	62.0	14.0	89.8
35 山 口	50.5	10.1	86.9	39.9	5.3	83.8
36 徳 島	46.5	6.8	91.6	42.3	5.0	90.4
37 香 川	63.5	9.9	95.0	59.6	11.1	91.0
38 愛 媛	63.1	6.0	93.5	57.9	4.3	89.1
39 高 知	54.4	13.8	92.4	59.6	15.5	93.3
40 福 岡	56.1	13.1	85.0	45.2	9.1	82.6
41 佐 賀	54.4	10.9	81.3	44.7	12.3	78.3
42 長 崎	56.7	15.0	82.3	47.0	16.5	77.1
43 熊 本	78.7	31.4	92.3	70.5	18.7	93.8
44 大 分	54.6	13.6	85.7	50.9	14.8	84.5
45 宮 崎	57.4	11.9	86.0	53.4	11.9	83.6
46 鹿 児 島	45.4	13.0	81.2	44.3	12.0	81.0
47 沖 縄	37.2	13.9	75.8	31.3	10.2	73.9

## 【指定都市、中核市】

区 分	平成12年度			平成16年度		
	計	過年度	現年度	計	過年度	現年度
48 札幌市	42.9	15.9	74.5	37.3	11.1	72.9
49 仙台市	38.7	8.8	73.2	29.8	7.5	67.3
50 さいたま市				59.9	9.7	84.4
51 千葉市	63.3	6.4	90.2	49.1	5.9	82.2
52 横浜市	37.9	8.7	74.5	32.9	4.5	74.5
53 川崎市	29.6	2.8	74.6	30.2	8.2	73.0
54 名古屋市	46.9	7.2	80.1	40.5	6.2	80.4
55 京都市	33.6	3.5	77.0	27.5	2.8	72.6
56 大阪市	33.7	4.1	71.9	27.0	3.5	70.0
57 神戸市	36.5	5.4	80.4	33.9	6.2	80.5
58 広島市	62.3	13.1	88.1	55.8	10.4	86.5
59 北九州市	54.5	15.5	81.8	45.5	9.2	81.5
60 福岡市	31.0	5.9	66.3	21.7	2.5	67.0
61 旭川市	25.4	6.2	70.2	26.2	7.2	70.8
62 秋田市	76.6	20.1	89.6	71.9	16.2	88.4
63 郡山市	59.0	23.7	80.2	47.7	15.8	77.0
64 いわき市	63.7	24.1	82.0	47.7	13.5	74.0
65 宇都宮市	52.0	16.7	79.9	38.8	6.6	77.4
66 川越市				78.5	20.0	95.2
67 船橋市				51.9	5.6	82.2
68 横須賀市				26.5	5.6	70.3
69 相模原市				35.7	4.4	77.9
70 新潟市	30.4	2.3	82.4	35.7	1.9	85.9
71 富山市	48.6	10.0	90.5	42.5	9.7	83.7
72 金沢市	45.1	7.1	92.6	52.8	6.7	93.1
73 長野市	49.7	5.7	82.1	40.0	2.7	81.9
74 岐阜市	67.4	16.3	90.7	52.1	6.4	83.7
75 静岡市	58.1	1.5	89.9	54.4	4.3	88.2
76 浜松市	56.9	7.5	93.8	55.3	7.4	87.2
77 豊橋市	74.2	13.1	96.2	75.0	10.3	94.2
78 豊田市	90.3	36.0	93.5	59.7	10.3	77.7
79 岡崎市				73.0	14.8	86.0
80 堺市	40.3	6.0	77.3	35.7	3.4	75.8
81 高槻市				49.9	7.7	85.9
82 姫路市	54.4	14.8	84.2	49.5	6.6	85.9
83 奈良市				46.7	11.0	77.2
84 和歌山市	52.8	13.3	86.7	49.4	6.7	90.8
85 岡山市	44.6	10.5	80.3	40.5	8.4	80.3
86 倉敷市				58.4	18.3	82.4
87 福山市	45.5	13.0	79.1	39.1	11.0	78.7
88 高松市	47.9	9.1	84.2	37.0	4.3	80.4
89 松山市	45.0	8.1	81.8	42.8	8.5	77.3
90 高知市	49.5	11.5	90.7	40.5	2.5	83.0
91 長崎市	57.9	17.2	85.3	55.3	18.9	78.8
92 熊本市	57.5	17.7	81.7	50.9	18.6	80.7
93 大分市	45.8	15.0	79.5	47.7	16.9	76.5
94 宮崎市	47.0	13.0	77.5	39.7	13.0	77.7
95 鹿児島市	20.4	4.3	57.7	20.6	4.6	65.6

## 第2次男女共同参画基本計画（抜粋）

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

#### 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

##### (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

#### イ ひとり親家庭等に対する支援の推進

##### ○子育て・生活支援策の推進

- ・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。
- ・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。
- ・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。



## 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイレンス)への対策等の推進

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

平成17年度予算  
《2,082百万円 → 平成18年度予算案  
2,087百万円》

### 1 婦人相談所等における支援

(1) 婦人相談員活動強化費(児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部)

DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当、経費を補助する。

(2) 売春・DV対策機能強化費(児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部)

DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関のネットワーク事業や休日、夜間の電話相談事業等を行う。また、新たに婦人相談所において、弁護士等による離婚や在留資格などの司法的な調整や援助を行う。

(3) 婦人相談所運営費負担金

16百万円

○ 婦人相談所における広域措置の促進

他の都道府県等への広域措置の円滑な実施を図る。

○ 婦人相談所への保育備品の整備

同伴する乳幼児のための保育備品を整備し、相談環境を整える。

○ 人身取引被害者の保護の充実

人身取引被害者の保護の充実を図るため、外国人婦女子緊急一時保護経費に通訳雇い上げに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費等に加え、新たに医療費を補助対象とする。

(4) 一時保護所保護費負担金

789百万円

○ 心理療法担当職員の配置

婦人相談所(一時保護所)に心理療法担当職員を配置し、被害者及び同伴児の心理的回復の支援等を図る。

○ 夜間警備体制の強化

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、入所者や職員に不安を与えたり、危害を防止する観点から、婦人相談所(一時保護所)の夜間警備体制の強化を図る。

○ 同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置

婦人相談所(一時保護所)に同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置し、一時保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○ **一時保護委託の実施**

婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において、DV被害者、人身取引被害者の一時保護を実施する。

(5) **婦人保護施設運営費補助金**

1, 281百万円

○ **心理療法担当職員の配置**

婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、被害者及び同伴児の心理的回復の支援等を図る。

○ **夜間警備体制の強化**

婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

2 **母子生活支援施設等における支援**

(1) **母子生活支援施設における支援（児童保護措置費等負担金の一部）**

○ **心理療法担当職員の常勤化**

夫等の暴力や虐待を受けた母子の心理的ケアの充実を図るため、母子生活支援施設に配置されている心理療法担当職員（非常勤）の常勤化を図る。

○ **夜間警備体制強化加算**

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制の強化を図る。

○ **母子生活支援施設における広域入所の実施**

他の都道府県等への広域入所が必要となる場合に、受け入れに必要な経費を支弁し、広域緊急入所の円滑な実施を図る。

○ **母子生活支援施設の保育機能強化加算**

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

(2) **母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子家庭等対策総合支援事業の一部）**

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する。

# 平成16年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成16年4月1日～平成17年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定を行い、指導及び一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において婦人相談員、相談指導員等が受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて133,825人であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談	その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談				
実人員	(100%) 133,825	(15.0%) 20,049	2,250	851	(0.5%) 724	(84.0%) 112,383	(0.5%) 669
延人員	(100%) 211,931	(38.4%) 81,345	10,883	1,808	(0.5%) 1,140	(58.9%) 124,911	(2.1%) 4,535

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち夫等の暴力を主訴とする相談実人員は9,827人と総実人員の49.0%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの問題	親族間の問題	売春、 不純異性交遊	その他
(100%) 20,049	(49.0%) 9,827	(13.0%) 2,604	(8.4%) 1,687	(4.3%) 864	(4.5%) 898	(5.0%) 1,005	(4.6%) 919	(0.7%) 134	(10.5%) 2,111

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

なお平成14年度から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能となっている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子	6,541	1,348	98,033	19,465
同 伴 す る 家 族	5,518	1,807	83,764	25,394

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	売春、 不純異性 交遊	夫等の 暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先な し、 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの 問題	親族間の 問題	その他
(100%) 6,541	(1.1%) 70	(69.3%) 4,535	(1.4%) 91	(15.2%) 991	(1.4%) 92	(1.0%) 67	(3.1%) 204	(3.8%) 251	(3.7%) 240

※在所者とは、前年度末在所者と平成16年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

### (5) 一時保護後の状況

総 数	婦人保 護施設	自 立	帰 宅	帰 郷	病 院	他の婦人 相談所	民間団体	福祉 事務所	その他
(100%) 6,347	(12.2%) 775	(14.3%) 907	(19.3%) 1,228	(13.4%) 852	(3.0%) 188	(0.5%) 29	(3.6%) 227	(13.8%) 876	(19.9%) 1,265

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

### (1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出 張相談による 相談	電 話 相 談		そ の 他 (手紙等)
		電話・巡回相 談等の来所指 示による	外国人から の相談	夜間相談				
実 人 員	(100%) 94,934	(53.7%) 51,021	2,365	1,511	(2.7%) 2,571	(42.8%) 40,595	545	(0.8%) 747
延 人 員	(100%) 191,825	(61.0%) 117,037	3,981	3,658	(3.3%) 6,241	(34.9%) 66,926	663	(0.8%) 1,621

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち夫等の暴力を主訴とする相談実人員は10,292人と全体の20.2%にあたる。

総数	売春、 不純異性 交遊	夫等の 暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先な し、 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの 問題	親族間の 問題	その他
(100%) 51,021	(0.1%) 71	(20.2%) 10,292	(21.2%) 10,793	(8.8%) 4,490	(19.0%) 9,712	(9.0%) 4,605	(6.3%) 3,190	(3.7%) 1,886	(11.7%) 5,982

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36, 38条)平成17年4月1日現在41都道府県に51か所設置されている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子	626	1,102	1,104	624	224,327
同伴する家族	66	620	610	76	24,950
うち同伴児	55	566	556	65	23,910

### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち夫等の暴力を主訴とするものが、37.7%にのぼる。

総数	売春、 不純異性 交遊	夫等の 暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先な し、 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの 問題	親族間の 問題	その他
(100%) 1,728	(2.7%) 47	(37.7%) 651	(1.7%) 30	(28.5%) 493	(4.8%) 83	(12.2%) 211	(3.6%) 62	(4.1%) 70	(4.7%) 81

※在所者とは、前年度末在所者と平成16年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

婦人相談所の交付税算定基礎と配置現員との比較

(単位 人)

都道府県	人口 A (千人)	交付税算定基礎		交付税 算定基礎 合計(D)	配置現員(H17.4.1)		実際の配置 (専任+本務) (E)	過不足 (E-D)
		相談指導員 (A/B)	判定員 (A/C)		相談指導員	判定員		
1 北海道	5,627	13	3	16	3	2	5	-11
2 青森	1,437	3	1	4	1	0	1	-3
3 岩手	1,385	3	1	4	0	1	1	-3
4 宮城	2,360	6	1	7	5	1	6	-1
5 秋田	1,145	3	1	4	2	2	4	0
6 山形	1,216	3	1	4	3	0	3	-1
7 福島	2,091	5	1	6	3	0	3	-3
8 茨城	2,975	7	2	9	0	0	0	-9
9 栃木	2,016	5	1	6	2	1	3	-3
10 群馬	2,024	5	1	6	0	1	1	-5
11 埼玉	7,054	17	4	21	4	0	4	-17
12 千葉	6,056	14	4	18	3	3	6	-12
13 東京	12,571	30	7	37	0	5	5	-32
14 神奈川	8,791	21	5	26	5	1	6	-20
15 新潟	2,431	6	1	7	1	0	1	-6
16 富山	1,112	3	1	4	0	0	0	-4
17 石川	1,174	3	1	4	0	0	0	-4
18 福井	822	2	0	2	3	0	3	1
19 山梨	885	2	1	3	0	0	0	-3
20 長野	2,196	5	1	6	1	0	1	-5
21 岐阜	2,107	5	1	6	2	0	2	-4
22 静岡	3,792	9	2	11	3	1	4	-7
23 愛知	7,254	17	4	21	3	1	4	-17
24 三重	1,867	4	1	5	2	1	3	-2
25 滋賀	1,380	3	1	4	0	1	1	-3
26 京都	2,648	6	2	8	1	0	1	-7
27 大阪	8,817	21	5	26	2	0	2	-24
28 兵庫	5,590	13	3	16	0	1	1	-15
29 奈良	1,421	3	1	4	0	1	1	-3
30 和歌山	1,036	2	1	3	0	0	0	-3
31 鳥取	607	1	0	1	3	0	3	2
32 島根	742	2	0	2	0	0	0	-2
33 岡山	1,957	5	1	6	3	1	4	-2
34 広島	2,877	7	2	9	0	0	0	-9
35 山口	1,493	4	1	5	0	0	0	-5
36 徳島	810	2	0	2	2	0	2	0
37 香川	1,012	2	1	3	1	1	2	-1
38 愛媛	1,468	3	1	4	2	0	2	-2
39 高知	796	2	0	2	1	0	1	-1
40 福岡	5,049	12	3	15	4	1	5	-10
41 佐賀	866	2	1	3	2	0	2	-1
42 長崎	1,479	3	1	4	1	0	1	-3
43 熊本	1,842	4	1	5	5	1	6	1
44 大分	1,210	3	1	4	4	1	5	1
45 宮崎	1,153	3	1	4	0	0	0	-4
46 鹿児島	1,753	4	1	5	0	0	0	-5
47 沖縄	1,361	3	1	4	4	1	5	1
合計	127,757	301	75	376	81	29	110	-266

A 平成17年国勢調査(平成17年10月1日調査実施) 全国・都道府県・市町村別人口

B 地方交付税積算基礎における相談指導員の担当人口

※1,700,000人(標準団体規模)÷4人(算定人員)=425,000人

C 地方交付税積算基礎における判定員の担当人口

※1,700,000人(標準団体規模)÷1人(算定人員)=1,700,000人

## 婦人相談所における人身取引被害者への対応

### 1 婦人相談所における保護の状況

- 相談等における通訳の確保
- 心理療法担当職員によるカウンセリング
- 医師による診察

#### ○年度別保護実績

平成13年度 1人 (タイ人1人)  
平成14年度 2人 (タイ人2人)  
平成15年度 6人 (タイ人3人・フィリピン人3人)  
平成16年度 24人 (タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人)  
平成17年度 109人 (フィリピン58人・インドネシア38人・台湾6人・タイ人4人・中国2人・  
〈H17. 4. 1～H18. 1. 31〉 韓国1人)

#### ○都道府県別保護実績

愛知県	37人	長野県	20人	秋田県	18人	千葉県	18人
島根県	12人	東京都	12人	広島県	*6人	福岡県	6人
神奈川県	4人	岐阜県	4人	徳島県	3人	栃木県	3人
茨城県・新潟県・大阪府・鹿児島県・沖縄県	各1人						

\*6人とも島根県より移管のため合計には算入せず

#### ○平均保護日数 16.6日

合計 142人 H18.1月末現在

### 2 民間シェルター等への一時保護委託

#### ○一時保護委託の実施

人身取引被害者の保護促進の新たな対応として、平成17年度より婦人相談所からの委託により、民間シェルター、婦人保護施設等において、人身取引被害者の一時保護を実施している。

平成17年4月1日～平成18年1月31日までに52人の一時保護委託を実施  
内訳 母子生活支援施設16人・婦人保護施設25人  
民間シェルター11人

## 厚生労働省への事前協議を廃止する特例承認事項名 (案) (児童入所施設措置費)

### ①情緒障害児短期治療施設通所部単価の設定

交付要綱で定めのない情緒障害児短期治療施設の通所部門について、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設並びの人員配置 7.5 : 1 を準用して、保育士・児童指導員を配置した場合の単価を設定するもの。

### ②児童自立支援施設通所部単価の設定

交付要綱で定めのない児童自立支援施設の通所部門について、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設並びの人員配置 7.5 : 1 を準用して、児童自立支援専門員・児童生活支援員を配置した場合の単価を設定するもの。

### ③暫定定員の年度途中の設定見直し (定員変更)

年度当初に設定した暫定定員を超えて、入所措置があった施設について、入所している子どもの数に応じた事務費が支弁されるよう年度途中に暫定定員を変更するもの。

### ④一時保護期間中に要する教育費等の経費の支弁

児童相談所一時保護所の一時保護児童及び委託一時保護児童について、一時保護期間が長期に亘るなどにより必要となる交付要綱で定めのない教育費等の経費を支弁するもの。

※都道府県等において、承認する際の留意事項等の詳細については、追って連絡する予定。

なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について (平成11年4月30日厚生省発第86号通知)」に基づく加算及び特例承認のうち、平成17年度に事前協議を廃止した加算及び平成18年度より事前協議を廃止する特例承認以外のものについては、その加算等の必要性について、引き続き、国において審査する必要があることから、事前協議を行われたい。



## 心理療法担当職員の加算にかかる平成 1 8 年度以降の取扱い (案)

### 1. 対象施設

心理療法が必要であると児童相談所長 (福祉事務所長) が認めた入所者 (乳児院は保護者を含む) が 1 0 名以上いる施設

※平成 1 7 年度以前と同様

### 2. 心理療法を担当する職員

大学の学部で心理学を修め、学士と称することを得るものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるもの

※平成 1 7 年度以前と同様

### 3. 運営の基準

事業は、年間を通しておおむね週 5 日程度実施するものとする。

※平成 1 7 年度以前と同様

### 4. 保護単価

①常勤職員の配置施設 @ 5, 3 2 0 千円

②非常勤職員の配置施設 @ 2, 2 0 5 千円

※ただし、非常勤職員の勤務時間等 (複数の職員が配置されている場合には、その合計時間等) が 1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上である施設については、「③常勤的非常勤職員の配置施設」として、@ 3, 3 4 6 千円の保護単価を適用する。 (児童養護施設等の個別対応職員雇上費加算分保護単価並び)

※平成 1 8 年度から、新たに心理療法担当職員の加算の対象施設となった児童自立支援施設についても同じ取扱い。

